(六)　相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八四条の二の三関係）

(1)　適用対象となる土地の区域の要件を廃止する。

(2)　適用対象となる土地の価額の上限を一〇〇万円（改正前一〇万円）に引き上げる。

(九)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条の二、第七三条及び第七五条関係）

(2)　特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条関係）

(3)　認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の二関係）

(4)　特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の三関係）

(5)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第七六条関係）

(6)　農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条の二関係）

(7)　産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(8)　特定創業支援等事業による支援を受けて行う会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(9)　認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(10)　特定国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八二条関係）

(11)　低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の二関係）

(12)　特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第八三条の四関係）

(13)　特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第八四条の二の二関係）

5　消費課税

(一)　輸出酒類販売場制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第八七条の六関係）

(1)　免税酒類を購入できる者を、非居住者であって出入国管理及び難民認定法別表第一の外交、公用又は短期滞在の在留資格をもって在留する者等とする。

(2)　購入された免税酒類を輸出しない場合に酒税の即時徴収等を行うこととなる税関長の権限の一部を、税関官署の長に委任できることとする。

(二)　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(三)　航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を一キロリットルにつき一三、〇〇〇円（改正前九、〇〇〇円）に引き上げた上、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の八関係）

(四)　沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を一キロリットルにつき六、五〇〇円（改正前四、五〇〇円）に引き上げた上、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の八の二関係）

(五)　特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を一キロリットルにつき九、七五〇円（改正前六、七五〇円）に引き上げた上、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の九関係）

(六)　特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第九一条の三関係）

(七)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置（租税特別措置法第九〇条の四の三関係）

(2)　不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置（租税特別措置法第九一条関係）

一二　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第一四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一六条の規定による改正前の租税特別措置法の一部改正関係

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第一四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一六条の規定による改正前の租税特別措置法について、一1(三)、(六)(2)イ及びロ並びに(八)に限る。）及び2(三)から(四)まで、(五)(1)、(三)及び(三)を除く。）と同様の改正を行うこととした。（令和二年改正前租税特別措置法第四二条の九～第四四条の一一、第四四条の三、第四二条の一二、第四二条の一二の五、第四二条の一二の六、第四四条の三、第四四条の四、第四五条、第四六条の二、第四八条、第五五条、第五八条、第六〇条、第六一条、第六一条の四、第六四条～第六五条、第六五条の五、第六五条の一〇、第六六条の一二、第六六条の一三、第六七条の五、第六八条の二、第六八条の一三～第六八条の一四の二、第六八条の一五、第六八条の一五の六の二、第六八条の二五、第六八条の二七、第六八条の三四、第六八条の三六、第六八条の四三、第六八条の六一、第六八条の六三、第六八条の六三の二、第六八条の七〇～第六八条の七二、第六八条の七六、第六八条の八一、第六八条の九七及び第六八条の九八関係）

一三　税理士法の一部改正関係

1　税理士は、その業務を行うに当たっては、税理士業務及びその付随業務における電磁的方法の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとすることとした。（税理士法第二条の三関係）

2　税理士業務の禁止の処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その決定を受けた日から三年を経過しないものは、税理士となる資格を有しないこととした。（税理士法第四条関係）

3　会計学に属する科目について行う税理士試験の受験資格を不要とするとともに、大学等を卒業した者等で一定の科目を修めた者が得ることができる税理士試験の受験資格について、その対象となる科目を社会科学に属する科目（改正前法律学又は経済学）とすることとした。（税理士法第五条関係）

4　税理士名簿、税理士業務に関する帳簿及び税理士法人の名簿について、電磁的記録をもって作成すること（改正前磁気ディスクをもって調製すること）ができることとした。（税理士法第一九条、第四一条及び第四八条の一〇関係）

5　税理士業務の停止の処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その決定により明らかにされた税理士業務の停止をすべき期間を経過しないものは、税理士の登録を受けることができないこととした。（税理士法第二四条関係）

6　懲戒の事由があったときから一〇年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができないこととした。（税理士法第四七条の三関係）